

航空会社の保安プログラムに必要な乗務員安全確保の視点

近年、地政学的リスクや自然災害、社会不安などによって運航を取り巻くセキュリティ環境は変化していることから、安全運航に加えて乗務員の安全確保を目的としたセキュリティ対策も航空会社に求められています。今般、IFALPA は航空会社が乗務員の安全確保のために講じるべきセキュリティ対策を示した Position Paper を改訂しました。ここでは、乗務員が犯罪やテロ等の標的となる可能性も踏まえ、それらのリスク評価や乗務員・手荷物の保護、滞在先での安全対策、緊急時の乗務員退避体制などについて記していますので、和訳した内容をご紹介します。

原文はこちらを参照下さい：

[26POS03 Crew Member Security Aspects of an Operator's Security Programme](#)



POSITION PAPER

26POS03
16 February 2026

Crew Member Security Aspects of an Operator's Security Programme

航空会社の保安プログラムに必要な乗務員 安全確保の視点

背景

保安体制や社会情勢が不安定で、予測が難しい地域や国に就航する民間航空機がある。また、どんな国においてもテロ攻撃や文民政権の不在、自然災害などによって、安全や保安の確保が叶わなくなる可能性がある。こうした状況下では、運航宿泊中や折り返し待機中の乗務員が突如として危険な状態に留め置かれる可能性がある。

航空会社のセキュリティプログラムにおける2つの不可欠な要素は、「脅威に関わる情報があった場合の対応」および「乗務員およびその手荷物の保護」である。ICAO の「Doc 8973 Appendix 24」には、これに関して以下のような限定的な規定が記されている。

脅威に関わる情報

(第 31 項) 航空会社のセキュリティプログラムには、特定の航空機が不法妨害行為の標的である可能性を示す情報に対応するための手順を含めるべきである。プログラムには、脅威に対抗するために必要とみなされる追加のセキュリティ措置が実施できる責任者を明記し、脅威の通知が他の情報源から発生した場合は適切な当局へ状況を通知する責任が付与されるべきである。

役員およびその他の職員の保護

(第 93 項) 民間航空への不法行為防止に必ずしも直接関連しないが、航空会社のセキュリティプログラムには、出張やステイ中に犯罪の標的となる可能性のある役員、乗務員、およびその家族のためのセキュリティ措置を講じるべきである。通常、このような措置はリスク評価および脅威分析に基づくものである。

＜IFALPA の立場 (Position)＞

上記の規定に加え、IFALPA は航空会社のセキュリティプログラムには少なくとも以下の要素が含まれるべきであると考えます。

一般要件

- 路線、目的地、および経路上の代替飛行場に対する、継続的な脅威およびリスク評価が行われること。
- 各フライトの実施可否は、提供された最新の利用可能な情報を元に、機長 (PIC) が判断すること

空港において

- 乗務員およびその手荷物の保安検査は、不要な注目を避けるため、理想的には一般旅客の保安検査場とは分離された個別の施設で行われること。
- 乗務員の手荷物は航空機に搭載されるまでの間、常時セキュリティを確保するための措置が講じられること。

経由地およびステイ先

- ホテルへの送迎を含む移動中、乗務員とその手荷物に対してセキュリティを確保する措置が講じられること。また、乗務員の宿泊先に関する詳細は一般に公開されないこと。
- 空港とホテル間の乗務員の送迎車両は、一般の人からそれと識別できないものとする。特定の目的地における追加のセキュリティ措置 (乗務員に対して運転手を確実に身元確認できる手段の提供など) は、航空会社のリスク評価に基づくこと。
- 乗務員の手荷物は、不審物混入などの妨害行為を防ぐために施錠し、セキュリティを保護する対象とし、少なくとも 1 名の乗務員の監視下に置くこと。乗務員が同行しない形で手荷物が輸送される場合は、追加の措置を講じる必要がある。
- 内戦や自然災害などの特定の状況下において、乗務員を救出・脱出させるための規定があること。

以上